

策定 平成26年2月10日
改正 令和7年3月19日

原子力災害に係る 岐阜県・市町村広域避難方針

— 目 次 —

第 1 章 総 則

1	本方針書の主旨	1
2	対象地域	2
3	連絡、対応体制の整備	3
4	防護措置実施に係る判断、指示の基本的な考え方	4

第 2 章 屋内退避

1	屋内退避に係る基本的な考え方	8
2	事前準備事項	8
3	緊急時実施事項	8
4	複合災害時の対応	10

第 3 章 避 難

1	避難実施に係る基本的な考え方	11
2	事前準備事項	11
3	緊急時実施事項	13
4	避難手段の確保、渋滞緩和対策	16
5	被災市町村及び避難先市町村に対する支援	16
6	避難行動要支援者への対応	16
7	費用負担	17

第 4 章 安定ヨウ素剤の配布・服用

1	事前準備事項	18
2	緊急時実施事項	18

第 5 章 避難所の開設・運営等

1	避難所・避難経由所	19
2	避難長期化への対応	19

【資料編】

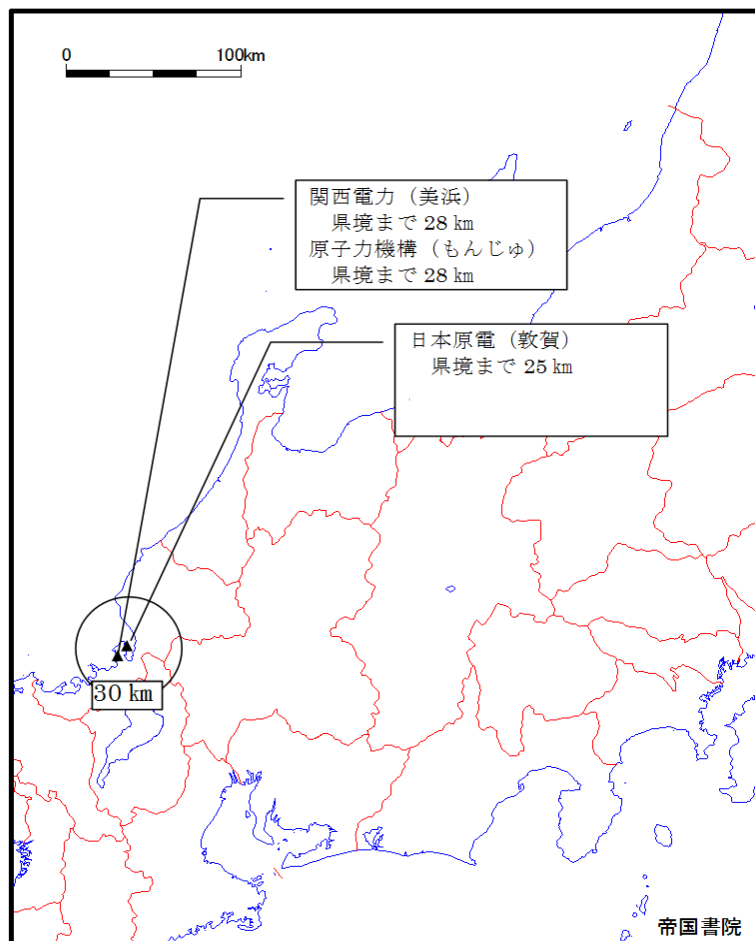
避難先市町村	1
基本となる避難ルート	2

第1章 総則

1 本方針書の主旨

本方針書は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）、並びに原子力災害対策指針（平成24年10月31日策定。令和6年9月11日全部改正。以下「指針」という。）に基づき策定された岐阜県地域防災計画原子力災害対策計画（以下「地域防災計画」という。）で対象とする下図の原子力事業所（日本原子力発電株式会社敦賀発電所、関西電力株式会社美浜発電所及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ）において、原子力災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）及び本県が実施した放射性物質拡散シミュレーション結果（以下「シミュレーション結果」という。）を踏まえて地域防災計画で規定した原子力災害対策を強化する地域（原子力災害対策強化地域。以下「対策強化地域」という。）において迅速に対応できるよう、屋内退避、避難（一時移転を含む。以下同じ。）、安定ヨウ素剤の配布・服用等の防護措置に係る基本的な考え方、県や県内市町村の役割、事前に準備しておくべき内容、並びに緊急時に実施すべき事項等を定めるものである。

なお、指針等が改正された場合は、所要の見直しを行う。



2 対象地域

屋内退避の実施に必要な体制づくり、避難の際の一時集結所の選定、安定ヨウ素剤配布候補施設の選定等、本方針書で定める防護措置の事前準備を必要とする対象地域は、次のとおりとし、「旧市町村単位」で行うことを基本とする。

ただし、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件、地形等の影響を受けることから、防護措置の実施に当たっては、放射線量の実測値等を踏まえ、柔軟に対応するものとする。

この地域が準備すべき防護措置のあり方については、今後の国・関係県（福井県、岐阜県、滋賀県）による福井エリア地域原子力防災協議会美浜地域分科会の検討内容や国の原子力防災に関する最新の知見を注視しながら、不断の見直しを行う。

（1）屋内退避

UPZ の他、対策強化地域のうち、甲状腺等価線量が 50mSv／週以上となる可能性が示された地域（「対策強化地域」表①）及び実効線量が 100mSv／年以上となる可能性が示された地域（同表②）並びに実効線量が 20mSv／年以上となる可能性が示された地域（同表③）

（2）避難

UPZ の他、対策強化地域のうち、実効線量が 100mSv／年以上となる可能性が示された地域（同表②）

なお、実効線量が 20mSv／年以上となる可能性が示された地域（同表③）についても、該当市町が避難のための計画をあらかじめ策定しようとする場合、実効線量が 100mSv／年以上となる可能性が示された地域（同表②）と同様の事前準備ができるよう、県は避難先の広域調整を含めた必要な支援を行う。

（3）安定ヨウ素剤の配布・服用

UPZ の他、対策強化地域のうち、甲状腺等価線量が 50mSv／週以上となる可能性が示された地域（同表①）及び実効線量が 100mSv／年以上となる可能性が示された地域（同表②）並びに実効線量が 20mSv／年以上となる可能性が示された地域（同表③）

【緊急防護措置を準備する区域（UPZ）】

市町村名	地区名
揖斐川町	・坂内川上地区^{かわかみ} ・藤橋地域の門入地区^{かどにゆう}・塚地区^{つか}のうち、原子力施設から 30km 圏内の地域

【対策強化地域】

		① 甲状腺等価線量が週 50 ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域	② 実効線量が年間 100 ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域	③ 実効線量が年間 20 ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域
圏 域	岐阜	—	—	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
	西濃	大垣市（旧上石津町）、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町（旧春日村及び旧坂内村）、池田町	大垣市（旧大垣市）、関ヶ原町、揖斐川町（旧藤橋村及び旧坂内村）	大垣市、海津市（旧平田町）、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
	中濃	—	—	関市（旧板取村）、可児市（旧可児市）、郡上市（旧八幡町、旧大和町、旧美並村、旧明宝村及び旧和良村）
	東濃	—	—	多治見市（旧多治見市）
	飛騨	—	—	下呂市（旧金山町及び旧馬瀬村）

3 連絡・対応体制の整備

(1) 県の体制

原子力事業所等から通報があった場合は、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と密接な連携を図るとともに、全市町村に対し、事故及び災害の状況等を連絡する。

また、事象の進展状況及びシミュレーション結果を踏まえ、対応が必要となる市町村及び防災関係機関等に対し、屋内退避や避難等の防護措置の準備等を指示する。

緊急時にこれらを円滑に実施できるよう、国、市町村及び原子力事業者と連携し、以下のとおり連絡対応体制の整備を図る。

1) 提供すべき情報項目の整理

県は、国、市町村及び原子力事業者と連携し、住民等に提供すべき情報の項目について整理する。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多ことから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

2) 情報提供体制の整備

県は、国、市町村と連携し、住民及び報道関係機関等に対する確かな情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

3) 住民相談窓口の設置等

県は、国、市町村及び原子力事業者と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等について定めておくものとする。

4) 多様なメディアの活用体制の整備

県は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道関係機関、インターネットを利用したソーシャルメディア等、多様なメディアを活用した情報発信体制の整備に努める。

(2) 市町村の体制

市町村は、原子力事業所に係る事故等の情報や、国や県からの屋内退避及び避難準備等に関する情報・指示等を得られる体制及び手段を整備するものとし、平時から地域コミュニティ組織(自主防災組織、自治会、民生・児童委員等)、関係機関等との連携を構築するとともに、広報手段、広報内容等を定めておく。

1) 住民への広報手段の整備

情報が住民に確実に伝わるよう、防災行政無線、広報車、インターネット、CATV、防災メール等、複数手段により住民広報を行う体制を整えるとともに、分かりやすく誤解を招かない表現による例文をあらかじめ準備しておく。

なお、例文は、住民に必要な事項及び具体的な行動に重点をおいて、簡単明瞭な表現を用いる。

また、外国人(県内居住外国人及び一時滞在外国人)に対して事故の状況、避難等の指示、避難準備情報等の情報を的確に伝えられるよう、観光関連団体、国際交流機関等の協力を得て、多言語による広報媒体等を整備する等、あらかじめ体制を整えておく。

2) 住民相談窓口の設置

住民の不安解消及び問合せ等に対応するため、住民相談窓口を設置する体制をあらかじめ整えておく。

4 防護措置実施に係る判断、指示の基本的な考え方

(1) 屋内退避、避難

屋内退避や避難に係る判断、指示については、指針に基づき、緊急時モニタリング結果と指針の指標(OIL)、並びに原子力事業所等の状況を踏まえ、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して、国が屋内退避又は避難の判断を行うことを基本とする。

国は、当該措置を行うべき地域を管轄する市町村に対し、屋内退避・避難等の指示を行うべき旨の指示案を県に伝達する。

伝達を受けた県は、当該市町村に対し、国の指示案を伝達するとともに、住民避難に係る支援が必要な場合には国に支援を要請する他、

示された指示案に対し、当該市町村との協議を踏まえた意見を速やかに国に述べるものとする。

このように、屋内退避・避難等の判断は、国による判断を基本とするが、モニタリングの結果、指針の指標（OIL）を越える値が計測された場合等、県災害対策本部で特に速やかな屋内退避・避難が必要と認めた場合で、国の指示を待ついとまがない場合は、当該市町村の意見を聞き、国に確認した上で、県は当該市町村へ屋内退避・避難等を指示する。

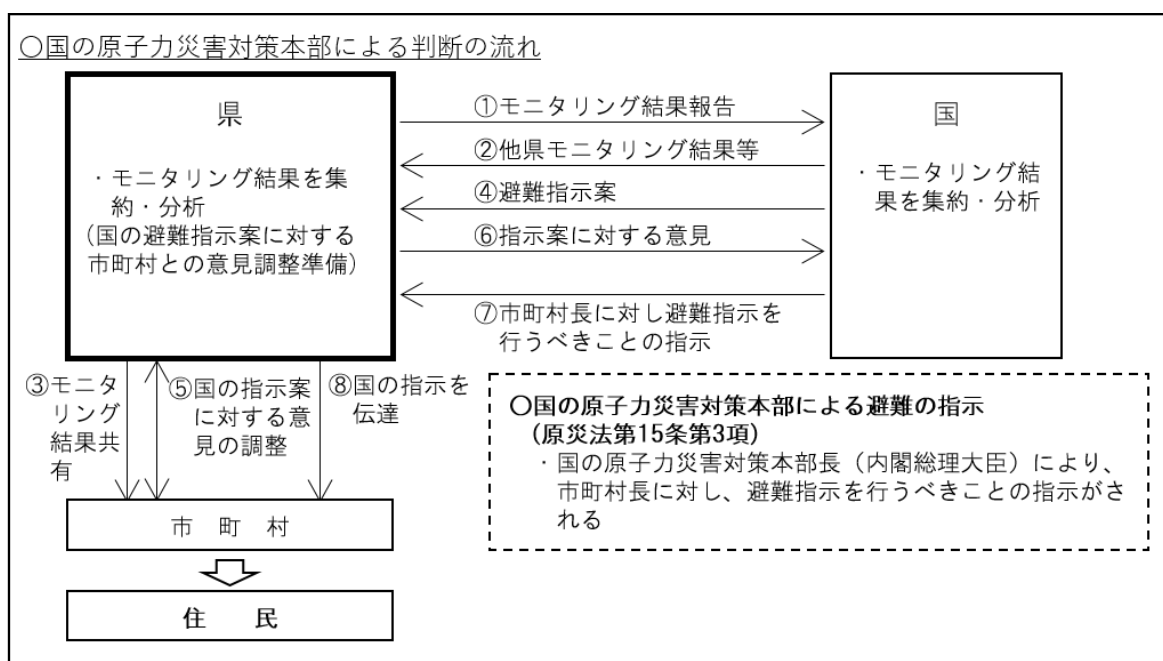
なお、放射性物質放出前において、国からの指示等がない場合であっても、この考え方を基本とするものとし、気象条件及び事故や原子力事業所等の状況等も踏まえ、県災害対策本部が初動時の速やかな対応が必要と判断する場合は、市町村に対し、県地域防災計画に基づく県独自の予防的対応である屋内退避及び避難準備の開始等を指示する。

また、複合災害時においては、国等が、原子力災害の観点から、屋内退避を指示（※1）している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、地域の住民に対し、市町村独自の判断で避難指示等（※2）を行うことが可能である。

このような自然災害による人命のリスクが極めて高い場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、国、県、市町村が連携を図ることとし、市町村がこのような独自の判断で避難指示等を行う場合、国は、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させることを明らかにすることとしている。

※1 原子力災害対策特別措置法に基づく指示

※2 災害対策基本法に基づく指示



＜県の初動時の予防的対応＞ ◎は県独自の対応。プルーム通過に対しては屋内退避を基本

	U P Z	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）		
		①甲状腺等価線量 50mSv/週の地域（ヨウ素吸入）	②実効線量 100mSv/年の地域（セシウム沈着）	③実効線量 20mSv/年の地域（セシウム沈着）
施設敷地緊急事態（原災法第10条）	屋内退避準備	今後の情報について住民等へ注意喚起 事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備		
全面緊急事態（原災法第15条）	屋内退避指示 ◎避難準備開始	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等		
モニタリングにおいて毎時 20 μ Sv 以上の空間放射線量検出	屋内退避継続（特にモニタリング強化）	◎屋内退避継続等（特にモニタリング強化）	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等

＜指針に基づく避難の判断基準＞

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1 日内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施
避難の判断基準（OIL） （モニタリング実測値で判断）	毎時 500 μ Sv （マイクロシーベルト）	毎時 20 μ Sv （マイクロシーベルト）

※ OIL による判断は、プルーム通過後の地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率による。

一時移転は、基準を超過する値を計測した後、翌日も同様に超過している場合に実施する。

（2）安定ヨウ素剤の配布・服用

緊急時において避難等を行う住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、緊急時モニタリング結果等を踏まえた国の判断、指示に基づき、当該市町村内の公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、安定ヨウ素剤の配布・服用を指示することを原則とする。

また、県では、初動時の迅速な対応を図るため、指針及びシミュレーション結果を踏まえ、次のとおり県独自の対応をとるものとする。

なお、今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。

【安定ヨウ素剤の配布・服用に係る初動時の対応】

	U P Z	甲状腺等価線量が 50mSv/週となる可能性が示された地域（旧市町村単位）
○全面緊急事態に該当する事象の通報（原災法第15条）	○避難準備に合わせて、 ・保健所において薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設への安定ヨウ素剤の搬送準備	○避難準備に合わせて、 ・保健所において薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設への安定ヨウ素剤の搬送準備

※その他の地域についても、避難を行う場合は、同様の対応をとる。

(3) 原子力災害時における感染症対策

感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、被ばくによるリスクとウイルスによる感染罹患によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることが必要である。本県での原子力災害時の防護措置における感染症対策については、「原子力災害時における感染症対策要領」（令和3年2月、令和5年9月改正）に基づき実施するものとする。

第2章 屋内退避

1 屋内退避実施に係る基本的な考え方

本章では、UPZ 及び対策強化地域について、指針の指標（OIL）に基づく屋内退避の実施方法等について定める。

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設において避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

2 事前準備事項

（1）屋内退避者への生活必需物資の供給体制の把握

市町村は、屋内退避が長期化することを視野に入れ、最低限必要となる生活必需物資の備蓄状況及び供給体制の調査を行う。

（2）屋内退避実施状況の把握体制の整備

市町村は、屋内退避の実施状況を的確に把握するための体制（市町村職員、消防、警察等の連携による巡回や通信手段の確保等）を整備しておく。

（3）屋内退避施設の把握

市町村は、自宅で屋内退避が困難となった場合に利用できる指定緊急避難場所、指定避難所等屋内退避施設を把握しておく。

3 緊急時実施事項

（1）県の対応

屋内退避の実施に係る判断については、緊急時モニタリング結果、指針の指標（OIL）、及び原子力事業所等の状況等を踏まえた国の判断・指示に基づいて屋内退避を行うことを基本とする。

ただし、国からの指示がない場合であっても、緊急時モニタリングによる測定結果等が示す環境の実態を踏まえ、県災害対策本部が予防的対応を行うことが必要であると判断する場合には、国に確認した上で、該当市町村に対して、屋内退避又は避難準備の開始等を指示する。

1) 県における初動対応内容

ア 施設敷地緊急事態

県は、施設敷地緊急事態においては、国の要請又は独自の判断により、UPZ 内において屋内退避の準備を行うとともに、市町村に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

イ 全面緊急事態

県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した時点で、UPZ に対し、屋内退避の指示を行うとともに、緊急時モニタリングの測定結果を確認し、対策強化地域に対する追加指示の必要性を検討する。

ウ 原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合

原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれのある場合は、放出された放射性物質の挙動やその影響の範囲は放出後の気象条件によって影響を受けるため、国がUPZ 外に拡張される屋内退避エリアの範囲を予防的に同心円を基礎として判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が緊急時における実効性を考慮して行政区域単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示するとされている。

県は、国から当該指示を受けた場合、該当市町村に対して、屋内退避の実施を指示する。

なお、当該指示がない場合であっても、緊急時モニタリングにより、県内で放射性ヨウ素を検出した場合や、空間放射線量率の増加が認められた場合であって、県が必要と認める場合は、国に確認した上で、該当市町村に対して、屋内退避を指示する。

(2) 市町村の対応

1) 市町村における初動対応内容

市町村は、国又は県により屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うよう要請された場合は、住民へ速やかにその旨を周知する。

市町村は、国又は県により屋内退避を行うべきことの指示が示された場合は、当該区域の世帯数、住民、年齢構成、避難行動要支援者等要配慮者数等を踏まえ、その後の一時移転の実施を視野にいれつつ、県とともに対応を総合的に検討する。

市町村は、国又は県による指示に留まらず、具体的な対応内容を決定した場合は、県へ速やかにその旨を連絡するとともに、住民へ指示内容の周知徹底を図る。

2) 住民への指示の周知徹底

市町村は、住民に対し、確実に屋内退避指示を周知徹底するために、原則として、屋内にとどまり外出しないこと、国、県及び市町村からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること等について、あらゆる手段を用いて住民に対する広報を行う。

3) 屋内退避施設の開設

市町村は、住民に対し、屋内退避を指示した場合は、速やかに屋内退避施設の開設を行う。

4 複合災害時の対応

地震、暴風雪等の自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合や、当該自然災害による家屋の損壊等屋内での滞在が困難な状態となった場合には、当該自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とする。

(1) 地震との複合災害の場合

地震等により家屋での滞在が困難となった場合には、指定緊急避難場所、指定避難所等の安全が確保できる場所に避難することとする。

その後屋内退避の指示が出された場合、引き続き屋内での滞在が可能な場合には屋内退避を継続し、当該屋内退避中に、余震等により被災が更に激しくなる等当該滞在が困難な場合には、各市町村が別に指定する避難所等へ速やかに移動し避難することとする。

なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国、県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリング時の結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

(2) 暴風雪との複合災害の場合

暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、まずは暴風雪による人命へのリスクを回避するため、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避することとする。

(3) 土砂災害警戒時の場合

土砂災害に係る避難指示が発令されている場合には、他の自然災害に係る避難行動と同様、原子力災害に対する避難行動よりも土砂災害に対する避難行動を優先させ、土砂災害に対する安全が確保された避難先等に移動することとする。

(4) 屋内退避時における物資の備蓄

複合災害が発生した場合においては、自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させることになるため、自然災害の避難先で屋内退避ができるように、緊急時に備え、市町村においては、物資の備蓄を行うものとする。

(5) 孤立地域が発生した場合

自然災害等により孤立地域が発生した場合、空路での避難体制の調整を速やかに行う。空路での避難体制が整うまでは、屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施する。

また、道路管理者等は、孤立地域の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

なお、不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、県から警察、消防、自衛隊等の実動組織に支援を要請する。

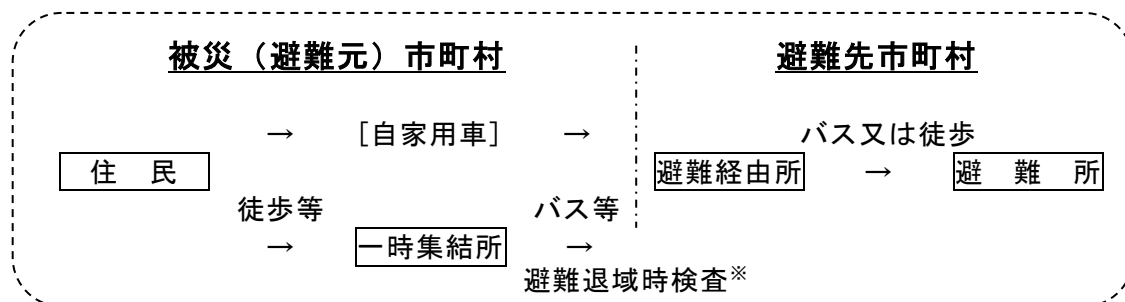
第3章 避難

1 避難実施に係る基本的な考え方

本章では、UPZ 及び対策強化地域のうち、実効線量が 100mSv／年以上となる可能性が示された地域について、指針で規定される避難の判断基準（OIL）に基づく 1 週間内の避難の実施方法等について定める。

避難指示があった場合は、自家用車による避難を行うことを原則とし、避難先市町村内に設置する避難経路所（広い駐車スペースのある公共施設等）を経て、そこからは、被災市町村又は県が準備するバス又は徒歩により、避難先市町村に設置される避難所へ避難することとする。

自家用車での避難により難しい場合は、被災市町村内に設ける一時集結所に徒歩等で集結した後、バス等により避難先市町村内に設置する避難経路所（広い駐車スペースのある公共施設等）へ移動し、バス又は徒歩により避難先市町村に設置される避難所へ避難することとする。



※ 避難退域時検査は、放射性物質が放出された後に避難を開始した場合に必要であり、避難経路上で実施することを基本とする。

また、避難退域時検査の結果必要があれば、その場で簡易除染等を行う。

※ 検査場所等、避難退域時検査の詳細については、県が別に定めるマニュアル等を踏まえて対応する。

2 事前準備事項

（1）避難対象地域の人数等の把握

市町村は、避難対象となり得る地域の人数、世帯数、要配慮者数、年齢構成等について、住民基本台帳、避難行動要支援者名簿等をもとにあらかじめ把握し、随時見直しを行う。

想定避難者数については、シミュレーション結果で影響が現れる可能性が示された地域を含む小学校区程度の範囲ごとに把握する。

（2）避難単位

市町村は、人口・面積を勘案し、小学校区を基本として避難単位を定めるものとする。

（3）避難先の選定

県及び市町村は、避難先を市町村単位であらかじめ定めておくもの

とし、資料編1のとおりとする。

(4) 避難ルートの設定

選定した避難先を踏まえ、県及び市町村は、県警察等関係機関と調整し、高速道路、幹線道路を中心に、基本となる避難ルートを資料編2に基づき設定するほか、代替となる避難候補ルートを検討しておくものとする。

(5) 一時集結所の選定

市町村は、徒歩による避難住民の集合場所となる一時集結所をあらかじめ定めるとともに、必要な情報の住民への周知を行う。

なお、選定に当たっては、徒歩による移動、バス等の駐車スペース及び地域コミュニティの維持にも配慮するよう努める。

(6) 避難退域時検査場所の選定

県は、避難者に対する避難退域時検査等を行う避難退域時検査場所を選定するに当たり、避難元市町村と連携・協力しながら、駐車場の容量、場所ごとの利用避難者数及び派遣・確保できる医療従事者等を総合的に勘案した上で決定する。設置場所の考え方については、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課作成)を踏まえるものとする。

- ・UPZ内の住民が避難する場合の避難退域時検査場所の候補地は、次のとおりとする。

施設名称	所在地
揖斐川健康広場	揖斐川町上南方853番地49

※当該施設が使用できない場合を想定して、引き続き代替候補地を検討していくものとする。

- ・UPZ外で実効線量100mSv/年の市町で避難が必要となる場合に係る候補地については、継続的に検討していくものとする。

(7) 避難手段の確保体制の整備

市町村は、県等関係機関と連携し、緊急時に円滑に対応できるよう、あらかじめ避難手段の確保体制の整備に努めるものとする。

(8) 教育機関等での対応

県及び市町村は、学校・保育所等（以下「教育機関等」という）と連携し、避難指示等が出された場合の保護者による児童、生徒の引き取り手順、帰宅方法等を定めるよう努めるものとする。

なお、避難所への避難は、自宅から行うことを原則とする。

(9) 観光客等一時滞在者への対応

緊急事態発生時に、観光客等一時滞在者に対して的確かつ確実に避難等の情報を提供できるよう、県及び市町村は、報道関係機関、観光関連団体、旅館ホテル生活衛生同業組合等を通じて情報提供を行う体制を整える。

なお、避難指示が出された時点で帰宅等ができない場合に備え、一時集結所から住民とともにバス等により避難を行わせる等、適切な体制を整えておく。

(10) 被災市町村内での避難を行う場合の対応

被災市町村は、あらかじめ市町村内の避難所等を選定しておくとともに、避難所の情報等必要な情報を住民へ確実に周知徹底できるよう、広報体制の整備に努めるものとする。

3 緊急時実施事項

(1) 県の対応

避難の実施に係る判断については、緊急時モニタリング結果、指針の指標（OIL）、及び原子力事業所等の状況等を踏まえた国の判断・指示に基づいて避難を行うことを基本とする。

なお、県災害対策本部で特に速やかな避難が必要と認めた場合は、当該市町村の意見を踏まえ、県の判断で当該市町村へ避難を指示する。

(2) 被災市町村の対応

被災市町村は、国又は県により避難指示を行うべきことの指示案が示された場合は、当該区域の世帯数、住民、年齢構成、避難行動要支援者等要配慮者数等を踏まえ、県とともに対応を総合的に検討する。

被災市町村は、具体的な対応内容を決定した場合は、県へ速やかにその旨を連絡するとともに、住民へ指示内容の周知徹底を図る。

(3) 避難実施に係る調整及び確認

県及び被災市町村は、避難に当たっては、主に以下の流れで調整及び確認を行う。

また、被災市町村内の災害状況（放射線量の実測値の評価結果等）により、当該市町村内で避難を行うことの安全性が確認された場合は、当該市町村内での避難を行うこととするが、原則として本項記載の内容に基づき、対応するものとする。

1) 避難経路所の選定

県及び被災市町村は、避難先市町村の協力を得て、避難先市町村内において、避難住民が一旦立ち寄る、広い駐車スペースを有する避難経路所を選定し、避難実施の円滑化を図る。

2) 避難先の選定

県は、被災市町村と連携し、あらかじめ定める避難先市町村へ避難の受け入れを要請する。

避難先の選定に当たっては、地域コミュニティの維持を念頭に、極力同一地区の住民がまとまって避難できるよう努める。

個別の避難所の選定については、被災市町村と避難先市町村とで調整を行うものとする。

3) 避難先（避難所）の確認

県は、避難に当たっては、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、避難先の放射線量を評価し、受け入れに支障がないことを確認する。

※被災市町村内で避難を行う場合は、避難所の放射線量を確認

4) 避難先市町村との具体的な調整

県及び被災市町村は、避難先市町村から、受入可能日時、避難所毎の受入可能人数、避難経由所の場所・駐車可能台数等の報告、並びに人的・物的支援の要望を聴取する。

また、県は、避難退域時検査場所の選定と場所毎の検査対象人数の把握を行う。

5) あらかじめ定める避難先以外への避難

災害の状況（放射線量の実測値の評価結果、複合災害による被災状況等）により、あらかじめ定める避難先市町村において受け入れが困難、又は受け入れ施設が不足する場合には、県は、被災市町村と連携し、県内の他市町村と受け入れに向けた調整・協議を行う。

それでもなお受け入れが困難、又は受け入れ施設が不足する場合には、県は、他県との受け入れの協議を行うものとする。

（4）避難の実施

避難先（避難所）が確定できた時点で、主に以下の流れで避難を実施する。

1) 住民等に対する広報

県は、マスメディア、インターネット等、あらゆる手段を用いて、現下の災害の状況及び避難の実施等必要な事項を広報する。

被災市町村は、住民の避難に必要となる具体的な行動に重点をおいて、分かりやすい内容で、防災行政無線、CATV、広報車、インターネット等あらゆる手段を利用して住民等への広報（一時集結所、避難退域時検査場所、避難経由所及び避難所等の場所、ルート等）を行う。

広報は、県の協力を得て、被災住民及び避難先住民の双方に対し、行うものとする。

なお、要配慮者及び一時滞在者へも確実に情報が行きわたるよう、

自主防災組織、自治会、民生・児童委員との協力・連携により行うものとする。

2) 避難開始時刻の指示

被災市町村は、県等との調整に基づき、交通渋滞の緩和等の観点から、コミュニティ毎に避難開始時刻を指示する。

3) 一時集結所への住民の集合

被災市町村は、自家用車避難により難い住民を、あらかじめ指定する最寄りの公共施設等の一時集結所に集合させる。

一時集結所からは、被災市町村又は県が準備するバス等により、避難経路所へ移動する。

4) 避難退域時検査場所の開設

県及び被災市町村は、要員を派遣して、避難退域時検査場所を開設する。

5) 避難退域時検査の実施

県は、被災市町村及び原子力事業者と連携し、国及びその他関係機関の支援のもと、避難者に対する避難退域時検査を行う。

実施に当たっては、避難経路上で避難者に対して検査を行うことを基本とし、詳細な実施方法、体制及び内容等については県が別に定めるマニュアルによるものとする。

避難退域時検査の結果、必要がある場合は、上記マニュアルに則り、拭き取り等の簡易除染及び再検査、若しくは医療機関への搬送を検討する。

なお、県は、指針等で示される避難住民、車両等に対する検査を行う基準、実施時期、範囲、場所、機器、人員体制等を踏まえ、避難退域時検査体制の検討・整備を進めるものとする。

6) 避難経路所への住民の集合

被災市町村は、自家用車等により避難する住民について、避難先市町村内に設置する避難経路所に集合させる。

7) 避難所の開設

避難先市町村は、避難経路所における避難住民の集結状況を踏まえ、順次、避難所を開設する。

8) 避難経路所から避難所までの移動手段

避難経路所から避難所までは、被災市町村又は県が準備するバス又は徒歩により移動する。

4 避難手段の確保、渋滞緩和対策

(1) 関係機関への支援要請

県及び被災市町村は、避難手段を確保するため、必要に応じて以下のとおり関係機関へ支援を要請する。

避難先市町村は、必要に応じて、避難手段の確保に協力するものとする。

- ・ 輸送関係機関への支援要請
- ・ 県内他市町村、近県（中部9県1市相互応援協定）への支援要請
- ・ 原子力災害合同対策協議会（オフサイトセンター）の場における国、原子力事業者、その他関係機関への支援要請
- ・ 自衛隊への災害派遣要請 等

(2) 渋滞緩和対策

避難に当たり、交通渋滞の緩和を図るため、県及び県警察は連携し、道路管理者や警備業者等の協力を得て以下の通り調整を行う。

- ・ 道路交通状況の把握
- ・ 複数市町村の住民避難が、同一路線で同時期に重ならないよう、避難開始時刻、避難ルートを調整
- ・ 交通規制要員の確保

5 被災市町村及び避難先市町村に対する支援

県は、県災害対策本部（避難所支援チーム等）による支援、県支部による支援のほか、次に掲げる支援を関係機関に要請する。

(1) 支援要請項目

- ・ 輸送手段確保のための支援要請
- ・ 駐車スペース確保のための支援要請
- ・ 避難誘導、交通規制のための支援要請
- ・ 生活必需物資等の確保のための支援要請
- ・ 避難所運営のための支援要請
- ・ 避難退域時検査実施に係る支援要請 等

(2) 支援要請先

- ・ 県内他市町村、県警察、消防機関
- ・ 中部9県1市相互応援協定加盟の近隣自治体
- ・ 民間事業者・団体
- ・ 国、原子力事業者、その他関係機関
- ・ 自衛隊 等

6 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月。令和3年5月改定。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。

さらに、原子力災害時については、避難の実施により、かえって避難しなかった場合に比べ避難行動要支援者の健康リスクが高まるということがないよう、避難に要する資機材や医療・看護体制、及び安全な搬送手段が確保された場合に避難を開始する必要がある。

本県においては、UPZ の対応に関し、本県が構成員となる福井エリア地域原子力防災協議会で策定した「美浜地域の緊急時対応」（令和3年1月）を踏まえるとともに、UPZ 外においても対応の検討を進めるものとする。

7 費用負担

避難に係る費用負担については、最終的に受入自治体の負担とならないことを国に確認している。

個別具体的なケースに応じた費用保障の枠組みについては、災害救助法（昭和22年法律第118号）、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）、並びに原子力事業者による賠償等が想定され、各々の適用基準を示すよう国に求めているところである。

県としては、今後示される国の検討結果に基づき対応する方針である。

第4章 安定ヨウ素剤の配布・服用

1 事前準備事項

(1) 安定ヨウ素剤配布場所となり得る公共施設の把握等

対策強化地域のうち、避難計画を策定しようとする市町村は、安定ヨウ素剤の配布場所となり得る公共施設等について、おおむね旧市町村単位で場所、面積、収容人数、設備状況（トイレ・通信設備等）の調査を行い、医療従事者の派遣等に係る県との調整を踏まえて選定する。

また、県は、服用世帯数及び住民数、年齢構成等をあらかじめ把握しておくものとする。

2 緊急時実施事項

(1) 県の対応

安定ヨウ素剤の服用に当たっては、被災市町村が選定した公共施設等において、指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁、令和3年7月21日一部改正）並びに「県原子力災害医療マニュアル」（平成31年3月）を踏まえ、医療従事者の立会いのもとで住民に配布を行い、服用を指示する。

(2) 被災市町村の対応

被災市町村は、国及び県から安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、選定した公共施設等において安定ヨウ素剤の配布、服用を行えるよう、当該施設を開設し、住民受付等県の活動に協力するものとする。

第5章 避難所の開設・運営等

原子力災害時における避難所の開設・運営については、「岐阜県避難所運営ガイドライン」(令和6年3月)によるほか、以下の事項に留意する。

1 避難所・避難経由所

(1) 開設及び運営等

- ①県及び被災市町村は、住民の避難先への送り出しに全力をあげなければならないため、避難所、避難経由所の開設・管理、避難住民の誘導など避難住民の受入業務については、主に避難先市町村側が対応する。
- ②避難先市町村は、避難経由所の開設を優先的に進めることとし、順次、必要な避難所を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導する。
- ③被災市町村は、可能な限り早期に必要な職員を避難経由所や避難所等へ派遣する。
- ④県は、県本部（避難所支援チーム等）や県支部による支援を行うほか、県内他市町村、近県、その他関係機関への支援要請を行う。
- ⑤被災市町村は、可能な限り早期に避難住民及びボランティア等による避難所の自主運営体制に移行できるよう、自治会等コミュニティの協力を得て、自主防災組織等を核とした自主運営体制をあらかじめ検討しておく。【岐阜県避難所運営ガイドライン 第3章 3-1 避難所運営委員会と運営班の設置】
- ⑥避難所の施設管理は、避難所の運営体制に関わらず、避難先市町村が引き続き行う。

(2) 避難物資の確保

- ①避難所の食糧や毛布等避難物資について、県及び被災市町村は、連携して国や関係事業者、避難先市町村等に支援を要請し、迅速に確保する。
- ②可能な限り早期に、関係機関や他地域からの食糧や毛布等の避難物資が迅速かつ円滑に供給される体制を整えられるよう、国へ調整を要請していく。

(3) 避難所における放射線量測定

被災市町村及び避難先市町村は、県が実施する空間放射線量測定に協力する。

2 避難長期化への対応

国、県及び被災市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、可能な限り早い段階から応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家、並びに旅館、ホテル等利用可能な既存住宅のあっせ

【第5章 避難所の開設・運営等】

ん及び活用等、二次避難先の確保に向けた検討を開始し、可能な限り早期に移転できるよう努めるものとする。

＜ 避 難 先 市 町 村 ＞

本方針書「第3章第2項（2）避難先の選定」で定める避難先市町村は、以下のとおりとする。

（単位：人）

避難元市町村	避難先市町村名〔対象地域：旧市町村単位〕	受け入れ人数
関ヶ原町 大垣市	海津市（旧海津町、旧南濃町）	9,000
大垣市	関市（旧洞戸村、旧武芸川町、旧関市、旧武儀町、旧上之保村）	2,400
揖斐川町 大垣市	美濃市	800
大垣市	美濃加茂市	3,800
	可児市（旧兼山町）	200
	郡上市（旧白鳥町、旧高鷲村）	1,900
	坂祝町	1,300
	富加町	600
	川辺町	1,200
	七宗町	1,400
	八百津町	2,400
	白川町	3,600
	東白川村	700
	御嵩町	2,400
	多治見市（旧笠原町）	600
	中津川市	9,300
	瑞浪市	3,600
	恵那市	10,500
	土岐市	2,200
	高山市	11,000
	飛騨市	4,700
	下呂市（旧萩原町、旧小坂町、旧下呂町）	5,500
	白川村	900
	合 計	80,000

- ※ 上記受け入れ人数は、コミュニティーの維持に配慮し、想定避難者数の約5%増しで算出している。
- ※ 災害の状況により、実際の避難者数が想定を上回る場合は、上記市町村に、可能な範囲内での受け入れの増員を要請する。
- ※ 避難者数が想定を下回る場合は、受け入れ可能人数、避難元市町村の意向等を勘案し、調整を行う。
- ※ 他の施設（県内宿泊施設など）を活用し、約20,000人の受け入れを調整する。

【参考：想定避難者数】（令和5年3月31日時点の住民基本台帳に基づく）

揖斐川町（旧藤橋村・旧坂内村の一部）342人、関ヶ原町の一部997人、大垣市（旧大垣市の一部）89,082人 **合計：90,421人**

＜基本となる避難ルート＞

本方針書「第３章第２項（３）避難ルートの設定」で定める基本となる避難ルートは、以下のとおりとする。

避難元市町村	ルート（仮）
揖斐川町	国道３０３号→県道２６６号→県道２６５号→県道７８号→県道１６７号→県道７９号→国道２５６号→東海環状自動車道山県ＩＣ→東海北陸自動車道美濃ＩＣ→県道９４号→国道１５６号→ 美濃市 【本巣市・山縣市経由】
関ヶ原町	国道３６５号→県道５６号→ 海津市（海津・南濃）
大垣市	国道２５８号→ 海津市（海津・南濃） 大垣ＩＣ・大垣西ＩＣ ⇒関ＩＣ→ 関市 ⇒美濃ＩＣ→ 美濃市 ⇒美濃加茂ＩＣ→ 美濃加茂市 ⇒可児御嵩ＩＣ→国道２１号→県道３８１号→ 可児市（兼山） ⇒白鳥ＩＣ→ 郡上市（白鳥・高鷲） ⇒富加関ＩＣ→ 富加町 ⇒美濃加茂ＩＣ→国道４１号→ 川辺町 ⇒美濃加茂ＩＣ→国道４１号→ 七宗町 ⇒美濃加茂ＩＣ→国道４１号→県道４１８号→ 八百津町 ⇒美濃加茂ＩＣ→国道４１号→ 白川町 ⇒美濃加茂ＩＣ→国道４１号→県道６２号→ 東白川村 ⇒可児御嵩ＩＣ→ 御嵩町 国道２５８号→国道２１号→ 坂祝町 大垣ＩＣ・大垣西ＩＣ ⇒土岐南多治見ＩＣ→県道３８２号→土岐市道２２５２７号→県道６６号→ 県道３８７号→ 多治見市（笠原） ⇒中津川ＩＣ→ 中津川市 ⇒瑞浪ＩＣ→ 瑞浪市 ⇒恵那ＩＣ→ 恵那市 ⇒土岐ＩＣ→ 土岐市 大垣ＩＣ・大垣西ＩＣ ⇒高山ＩＣ→ 高山市 ⇒飛騨清見ＩＣ→国道１５８号→県道９０号→ 飛騨市 ⇒富加関ＩＣ→県道５８号→国道４１号→ 下呂市（萩原・小坂・下呂） ⇒白川郷ＩＣ→ 白川村

※実際のルートは、避難時の交通状況等を勘案し決定